

小郡市公園LED照明灯リース事業に係る仕様書

1 事業の目的

小郡市（以下「本市」という。）は「小郡市ゼロカーボンシティ宣言」を発出し、積極的に省エネルギー化、温室効果ガス排出量の削減を推進することとしており、本宣言の実現に向けた施策の一つとして、既存の市内公園灯について、既設LED灯以外の全ての灯具を一斉にLED化することで、電気料金の削減や環境負荷（温室効果ガス）の軽減、維持管理の効率化、住環境の向上を図る。

一斉LED化にあたっては、計画の立案、調査、設計、施工、維持管理、資金調達等において、民間の創意工夫を最大限活用した賃貸借方式により実施するものとし、本市にとって最も有効と考えられる提案をした者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

2 事業概要

(1) 事業名

小郡市公園LED照明灯リース事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業場所

本市内全域

(3) 契約方式

賃貸借契約（付帯サービス付き）

(4) 契約期間

① LED灯具への改修等

契約締結の翌日から令和8年3月31日

② LED照明灯賃貸借（期間中の維持管理等を含む）

令和8年4月1日から令和18年3月31日（10年間）

（地方自治法第234条の3及び小郡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約）

(5) 賃貸借物件の支払い方法

本事業に係る費用は、LED灯具への改修工事が完了し、賃貸借開始日を起算月として、以後10年間（120か月）の契約期間において、契約総額を120等分した月額相当額を基準として、原則として6か月分を半期ごとに支払うものとする。ただし、起算月が年度途中である場合は、起算月からその年度の半期末（9月末及び3月末）までの月数分の費用について、当該半期末をもって支払いをするものとする。また、端数金額については、最初の支払いに合算するものとする。

(6) 対象施設

	対象	調査灯数	交換灯数	維持管理対象灯数
公園灯	20VA (交換対象)	2灯	2灯	2灯
	100VA (交換対象)	1灯	1灯	1灯
	200VA (交換対象)	14灯	14灯	14灯
	300VA (交換対象)	122灯	122灯	122灯
	400VA (交換対象)	4灯	4灯	4灯
	600VA (交換対象)	1灯	1灯	1灯
	既存LED灯	24灯	0	0灯
	合計	168灯	144灯	144灯

※合計基数は、令和7年度4月現在の数値である。

※小郡市公園灯一覧表のとおり（別紙2）

※本業務において、既設ポールの交換（撤去・処分及び新設）を55本分、実施すること。新設ポールの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」-2004 に規定する SS400 又は JIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」-2006 に規定する STK400 と同等以上のものを用いること。高さについても4.0mとすること。また、各種法令基準に従い、適合するもので施工すること。

※調査において総数が増減した場合は、別途協議し変更契約をするものとする。

3 業務内容

事業者は、既存公園灯の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、賃貸借方式によるLED化設置工事及び維持管理について、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内においてLED灯具及び関連機器（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

(1) 既設公園灯の現地調査

所在地・引込柱・公園等の管理番号等の本設備管理上必要となる各種情報の調査及び、灯具の種類や消費電力など、各種設備情報の調査を行うこと。なお、既設LED灯についても調査を行うこと。

(2) 電力契約の照合及びLED化に伴う手続きの実施

電力会社に対して、発注者の電力契約の照合及びLED化に伴う必要な手続きを行うこと。

(3) 施工計画・施工・施工管理

- ① 近隣住民や交通に配慮した施工及び施工計画を実施すること。
- ② 作業者の安全に十分配慮した施工及び施工管理を実施すること。

- ③ 現地調査によって作成した導入計画に基づき、施工計画書を作成し、発注者と調整を図ること。
 - ④ 工事前に機器の取り付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じたものについての確認を行い、発注者に報告するとともに、対応について協議すること。
 - ⑤ 機器の設置が全て完了したときは、遅滞なく履行の完了を証明する図書及び灯具の位置が分かるようプロットした図面を発注者に提出すること。
- (4) 既設公園灯（既設LED灯を除く）の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を実施すること。
- (5) 公園灯管理プレートの設置
- ① 管理者、管理番号、設置年月日等を表記したプレートを設置すること。
 - ② プレートの材質は錆の発生がないこと。また、紫外線等による耐候性能について、JIS A 1415:2013での試験をクリアしていることとし、また、プレートの文字は、劣化が少なく、視認が容易であることとする。
- (6) 設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ① 発注者からの修繕依頼に基づき、修繕を行う。
 - ② 発注者からの連絡受付及び対応の体制を整えるとともに、依頼に基づき設備の修繕または灯具の取替等を行うこと。なお、当該作業は依頼した日から起算して3日以内に実施すること。
また、自然災害などにより、資材の供給並びに電力会社の対応が困難で3日以内に対応できないと認められる場合は、双方で別途協議を行うこと。
 - ③ 受注者は、本設備について、自己負担で動産総合保険に加入することとする。ただし、加入する種類や内容は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。
- (7) 本設備の所有権
- 契約期間終了後の設備については、本市に無償譲渡するものとする。

4 灯具仕様書

(1) 適用規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の規格を準拠すること。

(共通)

- (ア) JISC8105-1 照明器具―第1部：安全性要求事項通則
- (イ) JISC8105-3 照明器具―第3部：性能要求事項通則
- (ウ) JISC8106 施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
- (エ) JISC8105-5 照明器具―第5部：配光測定方法
- (オ) JISC8152-2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法―第2部：LED

モジュール及びLEDライトエンジン

- (カ) JISC8152-3 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法
- (キ) JISC8153 LEDモジュール用制御装置—性能要求事項
- (ク) JISC8154 一般照明用LEDモジュール—安全仕様
- (ケ) JISC8155 一般照明用LEDモジュール—性能要求事項
- (コ) 電気用品安全法

(2) 公園灯の仕様について

- (ア) 使用する器具は国内メーカーの製品とすること。
- (イ) ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。
- (ウ) 既存照明の照度と同等とすること。
- (エ) 照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有し、防塵防水仕様は、IP44基準を満たしていること。
- (オ) フリッカーが発生しないこと、またはフリッカー対策をしていること。
- (カ) 灯具の設計寿命は、6万時間以上であり、屋外環境での使用に耐え得る構造であることとし、LED光源及び電源装置の耐用年数は、灯具周辺温度25℃の条件で6万時間以上とすること。(光束維持率70%を下回るまでの点灯可能時間を寿命とする。)
- (キ) 入力電圧：AC100-240V
- (ク) 色温度：5,000K
- (ケ) 平均演色評価数(Ra)：75以上
- (コ) 近隣住民への光害対策として全周配光、片側配光を選択できる仕様とすること。最終的な仕様は、市と協議の上、決定するものとする。

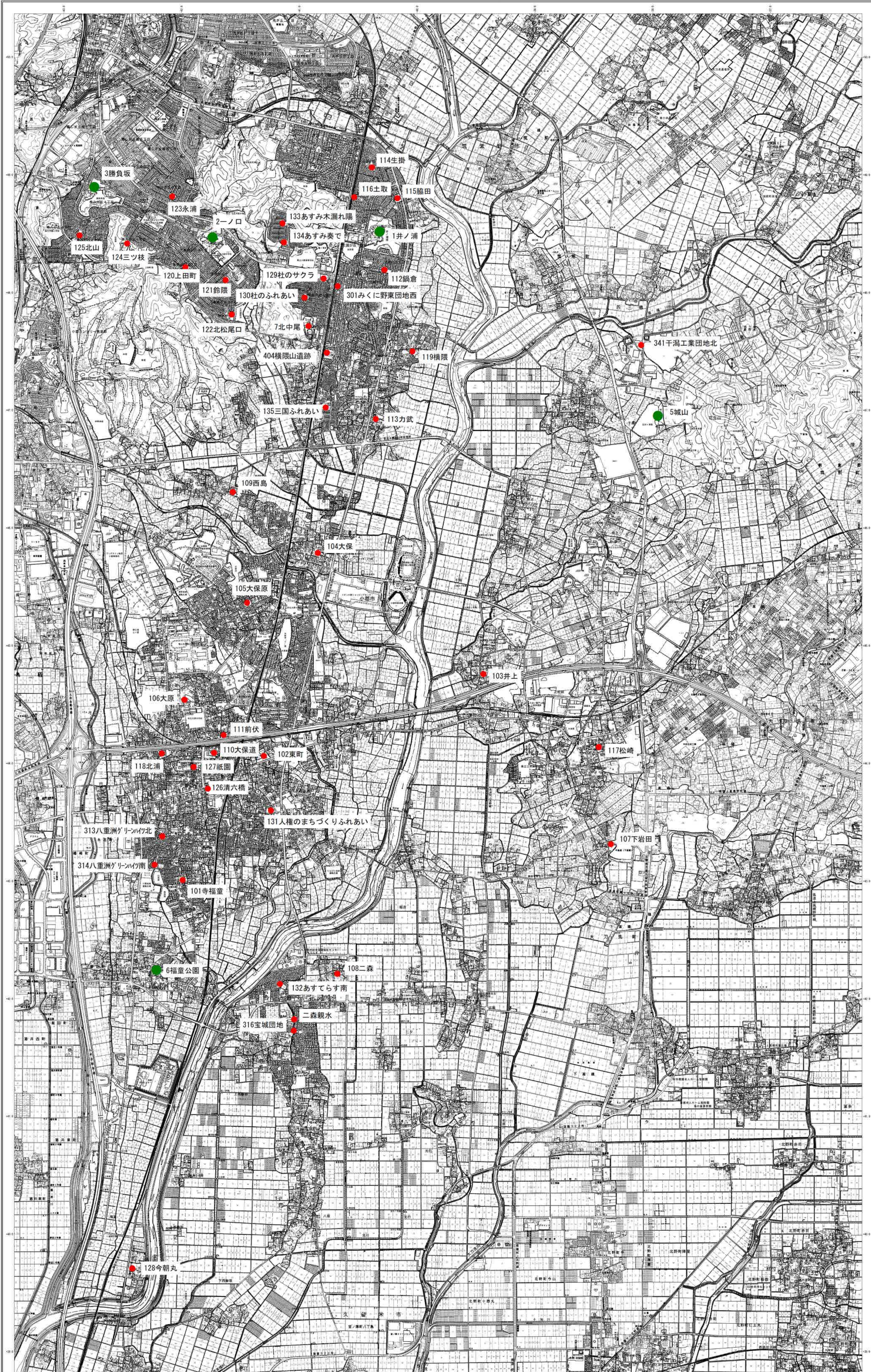
5 その他

- (1) 事業者は、本設備の設置工事、照明灯設備の移設、交換工事、その他維持管理作業において、市内受注者を優先して活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。
- (2) 個々の機器の設置が完了した時点から使用を開始することとし、賃貸借期間開始までに障害が発生した場合は、受注者の責において修復することとする。
- (3) 本市が管理する照明灯柱を更新するときは、受注者と別途協議を行うこととする。
- (4) 受注者は、本業務の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報等、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。
- (5) 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のため、十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確

実に防止すること。

- (6) 第三者への資料提供を行う場合は、市の承認を得ること。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、もしくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。

公園位置図



※末尾公園については省略

公園番号	公園名	No.	公園施設種類	具体的施設名称	LED化済	数量	単位	主要部材	規模	設置年度	処分制限期間	使用見込期間	使用期間	ボール交換 ¹	備考		
1	井ノ浦公園	5	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化、サビ		
		37	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化、サビ		
		58	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		61	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		65	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		68	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		73	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		78	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		85	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1			
		92	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
2	一ノ口公園	101	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000 φ150	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化		
		20	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		26	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		41	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		52	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		78	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		112	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		119	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		125	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		137	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
3	勝負坂公園	142	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		156	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		170	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=5000 φ140	1994	24	43	31		塗装の剥離		
		14	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=6500 φ260	1994	18	43	31	1	柱にサビの発生		
		71	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		118	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		135	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		149	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		151	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		161	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
5	城山公園	163	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		187	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		244	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		245	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		261	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000 □114	1994	18	43	31	1	サビの発生、塗装剥離		
		166	照明施設等	照明灯 (電柱添架)		1	基	金属製		1994	18	36	31		(道路用)		
		167	照明施設等	照明灯 (電柱添架)		1	基	金属製		1994	18	36	31		(道路用)		
		168	照明施設等	照明灯 (電柱添架)		1	基	金属製		1994	18	36	31		(道路用)		
		6	福童公園	53	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H5000 φ140	2002	18	43	23		塗装剥離
				62	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H5000 φ140	2002	18	43	23		
69	照明施設等			照明灯		1	基	金属製	H5000 φ140	2002	18	43	23		塗装剥離		
89	照明施設等			照明灯		1	基	金属製	H5000 φ140	2002	18	43	23				
111	照明施設等			照明灯		1	基	金属製	H5000 φ140	2002	18	43	23				
127	照明施設等			照明灯・時計		1	基	金属製	H5000 φ140	2002	18	43	23				
7	北中尾公園	4	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21				
		9	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21				
		62	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21		塗装剥離		
		88	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21		クラックの発生		
		91	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21		クラックの発生		
		101	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21				
		108	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21				
		186	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21		塗装剥離		
101	寺福童公園	252	照明施設等	照明灯		1	基	アルミ製	H=4000 φ140	2004	24	43	21				
		20	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ110	2011	18	43	14				
102	東町公園	29	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4500、φ89.1-139.9	1973	18	43	52		ボールの状態がいため、過去に更新可能性あり		
		47	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4500、φ89.1-139.9	1973	18	43	52		ボールの状態がいため、過去に更新可能性あり		
103	井上公園	67	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ110	2012	18	43	13				
		81	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ110	2012	18	43	13				
104	大保公園	5	照明施設等	照明灯		1	基		H=4000、φ89.1-139.9	1975	18	43	50	1	県道事業において補償対象		
		9	照明施設等	照明灯		1	基		H=3500、φ85	1975	18	43	50	1			
105	大保原公園	45	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.9	1976	18	43	49	1	塗装の剥離		
		57	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.9	2007	18	43	18				
106	大原公園	28	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.9	1983	18	43	42	1	塗装の剥離、サビの発生		
		24	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000、φ85	2014	18	43	11				
107	下岩田公園	58	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=4000、φ85	2014	18	43	11				
		16	照明施設等	照明灯		1	基		H=5000、φ89.1-139.9	1984	18	43	41	1	塗膜の劣化		
109	西島公園	38	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.9	1985	18	43	40	1	サビの発生		

公園番号	公園名	No.	公園施設種類	具体的施設名称	LED化済	数量	単位	主要部材	規模	設置年度	処分制限期間	使用見込期間	使用期間	ポール交換 ¹	備考
110	大保道公園	65	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-138.9	1986	18	43	39	1	塗装剥離、サビの発生
		71	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-138.9	1986	18	43	39	1	塗装剥離、サビの発生
111	前伏公園	16	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=5000、φ89.1-138.9	1988	18	43	37	1	塗装剥離、サビの発生
		40	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=1500、φ110	2006	18	43	19		
112	鍋倉公園	20	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1989	18	43	36	1	塗膜の劣化
		55	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1989	18	43	36	1	サビの発生
		71	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1989	18	43	36	1	
113	力武公園	10	照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	塗膜の劣化
		37	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	落書き、塗装の剥離
114	生球公園	28	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	
		48	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	サビの発生、塗装の剥がれ
		56	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	塗装剥離、サビの発生
115	脇田公園	2	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	
		18	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	塗装剥離、サビの発生
		47	照明施設等	照明灯		1	基	金属製等	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	サビの発生
116	土取公園	16	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	サビの発生
		40	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ89.1-139.8	1990	18	43	35	1	
117	松崎公園	32	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1992	18	43	33		
		42	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1992	18	43	33		
118	北浦公園	30	照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	サビの発生
		49	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	塗膜が軽微な劣化
		61	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	塗膜が軽微な劣化
		73	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	サビの発生
		74	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	サビの発生
119	横隈公園	20	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	塗装剥離
		39	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、□100-150	1992	18	43	33	1	
120	上田町公園	2	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		21	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		41	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
121	鈴隈公園	7	照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		33	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		43	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
122	北松尾口公園	23	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		33	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		40	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1994	18	43	31		塗膜の劣化
123	永浦公園	10	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1994	18	43	31		
		34	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1994	18	43	31		塗膜の劣化
		45	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1994	18	43	31		塗膜の劣化
124	三ツ枝公園	7	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1995	18	43	30		塗膜の劣化
		16	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ89.1-150	1995	18	43	30		塗膜の劣化
		21	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ89.1-150	1995	18	43	30		
		29	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1995	18	43	30		塗膜の劣化
		31	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1995	18	43	30		塗膜の劣化
125	北山公園	24	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-150	1995	18	43	30		塗装の剥離
		54	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=5000、φ89.1-139.8	1995	18	43	30		塗装の剥離
126	清六橋公園	46	照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1997	18	43	28		柱の汚れ、塗膜の劣化
127	祇園公園	23	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	1998	18	43	27		
		24	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	1998	18	43	27		サビの発生
128	今朝丸公園	17	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ89.1-139.8	2002	18	43	23		
		31	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ89.1-139.8	2002	18	43	23		
129	社のサクラ公園	6	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	2003	18	43	22		
		18	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	2003	18	43	22		

公園番号	公園名	No.	公園施設種類	具体的施設名称	LED化済	数量	単位	主要部材	規模	設置年度	処分制限期間	使用見込期間	使用期間	ポール交換 ¹	備考		
130	杜のふれあい公園	12	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	2003	18	43	22				
		23	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	2003	18	43	22				
		70	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ18.6×3500×2	2003	18	43	22				
131	人権のまちづくりふれあい公園	16	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ76.3-114.3	2010	18	43	15				
		36	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ76.3-114.3	2010	18	43	15				
		75	照明施設等	照明灯		1	基	金属製	H=1500、φ76.3-114.3	2010	18	43	15				
132	あすてらす南公園		照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2015	18	43	10				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2015	18	43	10				
133	あすみ木漏れ陽公園		照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
134	あすみ奏で公園		照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2016	18	43	9				
135	三国ふれあい公園		照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2017	18	43	8				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2017	18	43	8				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2017	18	43	8				
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		2017	18	43	8				
301	みくに野東団地西公園		照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1974	18	43	51	1			
313	八重洲グリーンハイ北公園		照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1972	18	43			防犯灯タイプ		
314	八重洲グリーンハイ南公園		照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		1974	18	43			防犯灯タイプ		
			照明施設等	照明灯	1	1	基	金属製		1974	18	43			防犯灯タイプ		
316	宝城団地公園		照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1977	18	43	48	1			
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1977	18	43	48	1			
	二森親水公園		照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
			照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1998	18	43	27				
		341	干潟工業団地 北公園		照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1993	18	43	32		
					照明施設等	照明灯		1	基	金属製		1993	18	43	32		
		404	横隈山遺跡公園		照明施設等	照明灯		1	基	金属製		2015	18	43	10		

特記仕様書

本特記仕様書は、小郡市公園LED照明灯リース事業に適用する。

- 1 発注者は、福岡県警察からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第8号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。